

(平成26年8月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日及び同年12月15日は14万2,000円、16年8月10日は15万円、同年12月15日は14万7,000円、17年8月10日は15万円、18年12月15日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成18年12月15日

私が所持しているA株式会社の賞与支払明細書では、申立期間①から⑥までに係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びB株式会社から提出された賞与支給試算資料によると、申立人は、申立期間①から⑥までに係る賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及

び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は14万2,000円、申立期間③は15万円、申立期間④は14万7,000円、申立期間⑤は15万円、申立期間⑥は8万円とすることが妥当である。

また、申立期間①から⑥までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間①は平成15年8月8日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は16年8月10日、申立期間④は同年12月15日、申立期間⑤は17年8月10日、申立期間⑥は18年12月15日とすることが相当である。

なお、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日、同年12月15日及び17年8月10日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年8月10日

私は、A株式会社において、申立期間①から③までに係る賞与を支給されていたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された賞与支給試算資料によると、申立人は、申立期間①から③までに係る賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、上記賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

また、申立期間①から③までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間①は平成16年8月10日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は17年8月10日とすることが相当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）国民年金 事案 1893（福島国民年金事案 778 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 12 月まで

前回の申立てでは、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとの回答を受けた。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付していたはずであり、今回、昭和 62 年分及び 63 年分の所得税の確定申告書の控え（以下「申告書」という。）が見付かり、同年分の申告書には社会保険料控除額が記載されているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、今回の申立期間を含む昭和 58 年 11 月から平成 3 年 11 月までの期間について申立てを行ったところ、i) 申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより当該期間前の昭和 58 年 5 月 21 日に国民年金被保険者資格を喪失してから、61 年 4 月 1 日に再度資格を取得するまでの間において、国民年金の加入記録は確認できないことから、当該期間の一部は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人は、当該期間に係る厚生年金保険からの切替手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、A 区役所又は同区 B 出張所（当時）で納付したと述べるのみで、切替手続及び保険料の納付についての記憶が定かではなく、当時の具体的な状況を確認することができないこと、iii) 申立人が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成24年2月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付を示す資料として、昭和62年分及び63年分の申告書並びに申立人名義の預金通帳を提出し、同年分の申告書には社会保険料控除額が記載されていることから、申立期間の保険料は、申立人の妻が納付していたとして再申立てしている。

しかしながら、申立人から提出された昭和63年分の申告書の「社会保険料控除」欄には、国民健康保険及び国民年金の略称とみられる「国保」及び「国年金」の記載が確認でき、同欄に記載されている金額(以下「控除額」という。)16万4,020円は、申立人が納付したと主張する申立期間の国民年金保険料の合計額9万1,500円を上回っているものの、同欄には国民健康保険料と国民年金保険料の内訳が記載されておらず、具体的な国民年金保険料の納付額は不明である。

また、上記両年分の申告書の「還付される税金」欄に記載された金額は、申立人から提出された申立人名義の預金通帳で確認できる昭和63年4月及び平成元年4月の国税還付金の振込額とそれぞれ一致し、両年分の申告書に記載された金額の信憑性は高いと考えられることから、申立人が提出した昭和62年分の申告書に記載された内容に基づき、A区から申立人に対して賦課された昭和63年度分の国民健康保険料を試算したところ、その額は昭和63年分の申告書に記載された控除額とおおむね一致することから、申立人は当該試算額に相当する国民健康保険料を同年中に納付していた可能性がうかがわれ、これを踏まえると、控除額に国民年金保険料は含まれていないこととなる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人に係る国民年金の被保険者資格取得日を昭和61年4月1日とする処理は、63年12月13日に行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続の時点において申立期間の国民年金保険料を納付したとすれば、現年度分及び過年度分の保険料を異なる二つの行政機関が発行する納付書により納付することになる上、同年分の申告書に控除額として計上するためには、同年12月末日までの短期間で納付する必要があるが、申立人に代わって申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付時期、納付金額及び保険料納付に使用したとする納付書の種類についての記憶が定かではないとしている。

加えて、上記加入手続の時点において、納付が可能となる昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料は過年度保険料に該当するところ、当該期間は保険料の未納期間とされており、このうち61年10月から62

年 12 月までの保険料を納付せずに、後続期間となる 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料のみを過年度納付することは不自然である。

その上、申立人から提出された上記預金通帳によれば、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載及び申立期間の保険料に相当する金額が口座から引き出された形跡は見当たらない。

そのほか、年金記録確認 C 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（秋田）国民年金 事案 1894

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 55 年 3 月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされている。
領収証は無いが、当時、私は父親にお金を借りて国民年金保険料を納付しており、納付記録が未納とされていることに納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 4 月 30 日に A 市（現在は、B 市）に払い出されていること、及び申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年 7 月頃に行われたと考えられ、この時点で申立期間のうち 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は時効のため納付することはできない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については過年度納付が可能であるところ、申立人は、保険料を納付した具体的な時期、納付方法及び納付場所の記憶が定かでない上、申立人が保険料を納付するための資金を借りたとする父親は既に死亡しており、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 27 日から 47 年 3 月頃まで
② 昭和 47 年春頃

申立期間①について、私は、昭和 45 年 9 月に A 株式会社 B 事業所（現在は、C 株式会社 D 事業所）に入社し E 業務をしていたが、1 か月後に自らの希望により同社 B 事業所の敷地内にあった同社 F 事業所に異動し、47 年 3 月頃まで G 業務をしていたので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、国の記録では、申立期間①の途中の昭和 46 年 1 月に H 社の厚生年金保険被保険者記録があるが、私は、当該期間は A 株式会社 F 事業所に勤務していた。

私が H 社の I 事業所に勤務したのは、A 株式会社 F 事業所を退職した後なので、H 社の厚生年金保険被保険者期間を申立期間②に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 45 年 9 月に A 株式会社 B 事業所に入社したが、約 1 か月後に自らの希望により同社 F 事業所に異動し、継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、C 株式会社 J 事業所から提出された申立人の A 株式会社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、昭和 45 年 10 月 27 日を資格喪失日とする届出が同年 10 月 29 日に平社会保険事務所（当時）に提出されている上、備考欄に「45 年 10 月 26 日退職」と記載されていることが確認できる。

また、C 株式会社 J 事業所は、A 株式会社 F 事業所は同社 B 事業所の敷地内に存在したが、資料が無く、存在していた期間や社会保険の適用につ

いては不明と回答しているところ、オンライン記録によると、A株式会社F事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

さらに、C株式会社J事業所は、申立人の申立期間①に係る関連資料は無く、勤務実態については不明と回答していることから、申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、A株式会社F事業所の上司及び同僚として申立人が名前を挙げた者のうち所在が確認できた7人に照会を行ったところ、3人から回答があったが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の控除等について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人のC株式会社J事業所における雇用保険被保険者資格取得日は昭和45年9月9日、離職日は同年10月26日とされており、厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

さらに、A株式会社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社本社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、オンライン記録によると、H社は、昭和50年9月20日にK株式会社に変更後、55年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿によると、既に解散していることから、申立人の勤務実態等について確認できない。

また、H社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和46年1月11日に取得し、同年2月1日に喪失していることが確認でき、不自然な訂正等が行われた形跡は見当たらない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のK株式会社における雇用保険被保険者資格取得日は昭和46年1月11日、離職日は同年1月31日となっており、厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

加えて、オンライン記録により、H社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人が同僚として名前を挙げた者は確認できない上、同社I事業所に勤務していた者を特定することはできないことから、申立人の勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。